		③　カバー及びキャップの取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
		④　カバー及びキャップの亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	④　亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。
		⑤　アンビルガイド及びアンビルのかじり及び摩耗の有無を調べる。	⑤　かじり及び著しい摩耗がないこと。
		⑥　緩衝ゴムの亀裂及び損傷の有無を調べる。	⑥　亀裂及び損傷がないこと。
		⑦　ハイドロコンバーターの損傷及び油漏れ並びにボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑦　損傷及び油漏れ並びにボルトの緩み及び脱落がないこと。
		⑧　密閉式アンビル部の潤滑用液量の適否を調べる。	⑧　量が適正であること。
		⑨　二つ割金物の変形の有無及び摩耗量を調べる。	⑨　変形がなく、かつ、摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	d　つり上げ装置	①　ガイドギブ（別名案内金物）とリーダーガイドパイプとの隙間を調べる。	①　隙間が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		②　ガイドギブ取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
		③　つり上げ装置用ラチェット止め金具及びリンク等の作動の適否及び摩耗の有無を調べる。	③　正常に作動し、かつ、著しい摩耗がないこと。
		④　ハンマーつり上げフックの損傷の有無及び摩耗量を調べる。	④　損傷がなく、かつ、摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		⑤　つり上げシーブのピン及びブシュの摩耗の有無を調べる。	⑤　著しい摩耗がないこと。
	e　油圧機器	イ　配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ロ　油圧シリンダー ハ　方向制御弁 ニ　電磁弁 ホ　逆止め弁 ヘ　アキュムレーター	別表第１の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。
		f　制御装置（別名コントロールボックス）	①　ストローク調整装置、インターバル調整装置及びブローカウンター等の作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
			②　キャブタイヤケーブルの損傷及び断線の有無を調べる。	②　損傷及び断線がないこと。
		⑵　ジブ	別表第１の「1.7　ジブ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		⑶　リーダー	別表第１の「1.8　リーダー」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		⑷　ワイヤロープ	別表第１の「1.9　ワイヤロープ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		⑸　油圧パワーユニット	①　ハンマーを作動させ、作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
			②　作動油の量及び汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
			③　原動機及び各油圧機器（配管を含む。）からの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
	4.2.6 油圧装置 4.2.7 操作装置 4.2.8 安全装置 4.2.9 車体関係	⑴　上部旋回体	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		⑵　下部走行体（クローラ式のものに限る。）	別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		⑶　給油脂	別表第２の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	4.2.10 総合テスト		走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。